

消費者庁 照会専門員（非常勤一般職国家公務員） 募集要項

1. 採用内容

職 名：消費者庁照会専門員（非常勤）

採用予定者数：10名程度

採用予定日：2019年4月1日(月)以降

2. 業務内容

- (1) 国民や関係行政機関等から寄せられる問い合わせ・要望・相談対応
- (2) 便乗値上げをはじめとした消費税の価格転嫁等に関する情報・相談対応
- (3) その他参事官（人事・会計担当）、消費者教育・地方協力課長及び消費者調査課長が必要と認める業務

3. 応募資格

- (1) 関係行政機関・地方消費生活センター・企業のお客さま相談窓口等において一般消費者からの苦情や問い合わせへの対応の経験を有する者で、かつ、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づいて実施される消費生活相談員資格試験に合格した者、「消費生活専門相談員」「消費生活アドバイザー」「消費生活コンサルタント」のいずれかの資格を有する者又はこれらと同等の消費生活の諸問題に関する専門的な知識を有する者
- (2) PC操作（Word、Excel等を使用した基本的な文書作成・表計算等）が可能な者

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 応募方法

- (1) 提出書類
 - 履歴書1通 <写真貼付>（市販のもの）
 - 職務経歴書1通（期間、勤務先、職種、業務内容等を記載したもの）（書式自由）
 - 上記3. 応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通（認定証等）
- ※ 応募書類は返却いたしません。

(2) 書類送付先

郵送（封筒の表面に赤色で「照会専門員・募集書類在中」と記載のこと）にて、下記提出先に、**2019年2月13日（水）必着**で、送付してください。

〒100-8958 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階
消費者庁 消費者調査課 総括係

※ 応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。また、締切り前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を打ち切ることがございますので、ご承知おきください。

5. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接

書類審査（1次選考）の後、面接（2次選考）を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

なお、2月22日（金）までに連絡がない場合は、書類審査不合格となりますので、御了承ください。

6. 勤務条件

勤務地：東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館6階

勤務時間：1日7時間45分（原則 9:30～18:15（12:00～13:00昼休憩））。

土・日・祝日及び年末年始は休み。

勤務日数：1～3日／週

任期：原則1年以内。必要に応じて更新。

給与等：日額14,500円（予定）（給与法の改定により変更する場合があります）

※ 通勤手当支給（1日上限2,619円（勤務日数に応じて支給））、超過勤務を命じた場合には超過勤務手当支給

※ 健康保険、厚生年金、雇用保険加入（3日／週以上勤務の方に限る。3日未満は雇用保険のみ加入）

※ 賞与あり、昇給なし

※ 年次休暇は6ヵ月経過後に付与
（全勤務日の8割以上出勤した場合）

7. その他

マイナンバーカードの取得

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、採用予定日までに取得していただく必要があります。

〔マイナンバーカード総合サイト〕

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>

8. 問い合わせ先

(業務内容) 消費者庁 消費者教育・地方協力課 清宮
消費者庁 消費者調査課 多田
電話 (03) 3507-9177

(勤務条件) 消費者庁 総務課 人事担当
電話 (03) 3507-9152